### 資料68-1

特定信書便事業の許可について

(諮問第1198号)



諮問第1198号 令和2年6月23日

情報通信行政·郵政行政審議会 会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 高市 早首



#### 諮問書

株式会社東日本エース(代表取締役 林 博己)ほか2者から、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第29条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請があった。申請の概要は、別紙1のとおりである。

許可申請について審査した結果は別紙2のとおりであり、いずれも同法第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第34条において準用する同法第8条各号に掲げる者に該当しないと認められる。

よって、許可申請については同法第29条の許可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮問する。

## 特定信書便事業の許可申請の概要

令和2年6月23日 総 務 省

### 1 事業の許可申請

### (1)申請者及び提供サービスの概要

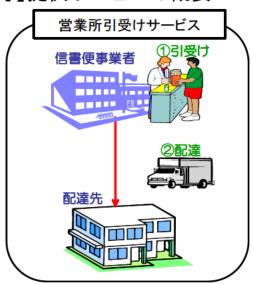
	申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金	主な事業 (前年度売上高)	提供 サービス (注)			提供区域	提供サービス概要	事業開始	
	(本社別任地)	山貝亚	(削斗及尤工商)	1 号	2 号	3 号			予定日	
1	(株)東日本エース (宮城県仙台市)	4,000万円	貨物運送業 (16億6,843万円)	0			【1号役務】 宮城県(離島を除く。)	【1号役務】 配送センターを巡回する役務を見込んでいる。	令和2年 7月21日	
2	京王運輸(株) (東京都多摩市)	5,000万円	貨物運送業 (25億5,655万円)	0				【1号役務】 東京都内及び神奈川県内の大学校舎間の複数 地区を巡回する役務を見込んでいる。	令和2年 10月1日	
3	高山紙工(有) (埼玉県川越市)	400万円	梱包業 (2億6,878万円)			0	【3号役務】 東京都(離島を除く。)及び 埼玉県	【3号役務】 既存顧客の事業所を巡回する役務を見込んでい る。	令和2年 7月1日	

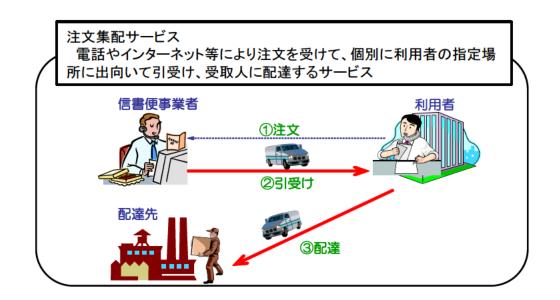
※注:民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

### (2) 引受け及び配達の方法

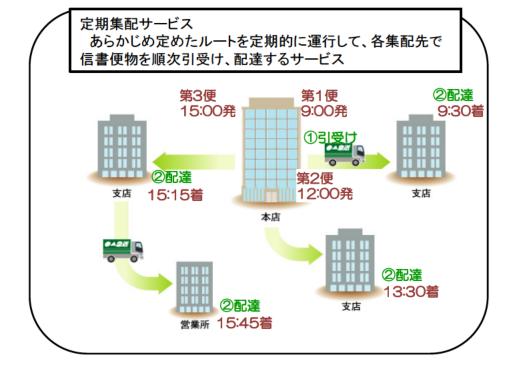
申請者名						
		同社営業所で 引受け 場所で引受け		巡回先で引受け	定期集配先で 引受け	配達の方法
1	(株)東日本エース			1号	1号	対面交付、郵便受箱 投函又はメール室 への配達
2	京王運輸(株)			1号	1号	対面交付
3	高山紙工(有)			3号	3号	対面交付、郵便受箱 投函又はメール室 への配達

### 【参考】提供サービスの概要





### 



# (3) 信書便事業収支見積(委員限り) その1 収入の部

	申請者名	利用見込通数(月)	単価(税抜)	信書便事業見込収入(年間)
1	(株)東日本エース			
2	京王運輸(株)			
3	高山紙工(有)			

### (3) 信書便事業収支見積(委員限り)

### その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

		信書便		信書便事業支出					信書便事業	当期	
	申請者名		事業 合計 収入		人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委 託費等)	租税公課	営業利益 (営業利益率) (注1)	純利益 (税引前利益) (注2)
1	(株)東日本エース										
2	京王運輸(株)										
3	高山紙工(有)										

注1:信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

営業利益率 = 信書便事業営業利益 ÷ 信書便事業収入

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

### (4) 資金計画(委員限り)

(単位:万円)

	申請者名	純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	資金の調達方法
1	(株)東日本エース			
2	京王運輸(株)			
3	高山紙工(有)			

注1:純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2: 事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、賃借料の1か年分、車両等の取得価格等の合計額。

### 特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

株式会社東日本エースほか2者からの特定信書便事業の許可申請について審査した 結果の概要は、以下のとおりである。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「法」という。)第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第34条において準用する法第8条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

(法第31条第1号)

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の 遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされ ていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡しや受取人のメール室へ配達すること等の手段により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適

2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

(法第31条第2号)

項目		審査概要	適否
	対象年度	事業開始の初年度及び翌年度を対象としてい る。	適
事業収支 見積り	算出方法	信書便事業収入は、契約が見込まれる者との 間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査 の結果を基に算出した推定取扱通数に予定単価 を乗じた額等を、その他の収入は、前年度の実 績を元に算出しており、適正かつ明確に算出さ れている。信書便事業支出は、項目ごとに積み 上げた額又は兼業する事業との案分による額 を、その他支出は、信書便事業と案分した額を 除いた上で前年度の実績を元に算出しており、 適正かつ明確に算出されている。	適
役務内容が	申請のあっ	った役務内容は、それぞれの役務の種類に応じた	
法に適合して いること	法の規定に训 	適合している。	適

3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(法第31条第3号)

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適切かつ 明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自 己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可 等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

4 欠格事由に該当しないこと。

(法第34条において準用する法第8条) いずれの申請者とも該当なし